

4月1日から自治会長、納税組合長、農事実行組合長の制度が変わります

📍市民課 ☎73-6647

自治会長と納税組合長、農事実行組合長に関する地方自治法および地方公務員法が改正され、これまで公務員とされていた身分制度が変更になり、「私人」としての取り扱いになります。

しかし、自治会長、農事実行組合長の皆さんは、自治会や農事実行組合の代表者として自治会運営はもとより、市役所と地域住民の調整役として重要な役割を担っていただいております。これからも同様の協力をお願いするため、以下のとおり決定しました。

【自治会長の変更点】

- 身分は公務員(非常勤)から「私人」となります。
- これまでの自治会長業務を自治会長個人と業務委託契約を結びます。
- 業務内容は、従来と大きな変更はありません。
- 支払は報酬ではなく委託料となります。
- 委託料の算定方法はこれまでの報酬の算定方法と同様です。
- 確定申告時の区分は給与所得から事業所得または雑所得になります。
- 住民の転入などの住民異動通知書は廃止となりますが、世帯の異動を伴う転入または市内転居をされた人で同意をいただいた人については、従来どおりお知らせします。

📍自治会長に関すること
市民課 ☎73-6647



【納税組合長の変更点】

- 納税組合を廃止します。
- 納税組合長の選任は必要ありません。
- 納税通知書は市役所から納税義務者へ直接郵送します。

📍納税組合長に関すること

税務課 ☎73-6642

【農事実行組合長の変更点】

- 身分は公務員(非常勤)から「私人」となります。
- これまでの農事実行組合長業務を農事実行組合長個人と業務委託契約を結びます。
- 業務内容は、従来と大きな変更はありません。
- 支払は報酬ではなく委託料となります。
- 委託料の算定方法はこれまでの報酬の算定方法と同様です。
- 確定申告時の区分は給与所得から事業所得または雑所得になります。

📍農事実行組合長に関すること

農林課 ☎73-6661

道路愛護団体(道路清掃ボランティア)を募集しています

📍管理課 ☎73-6676

市ではより良い交通環境実現のために、道路愛護団体(道路の清掃ボランティア団体)を募集しています。これは、市民ボランティアと行政が相互に協力して美しい潤いある道路環境づくりを推進するための制度で、活動に必要と認める経費は、年間3万円を限度として市が補助します。

●団体の設立要件

市民または市内勤務の人で構成するおおむね10人以上の団体で、自治会、小中高等学校、老人会、婦人会、NPO法人、企業などのボランティア団体

●補償保険

南島原市総合災害補償規程において対応します。

●活動内容

市道の実延長がおおむね500メートル以上の区間において道路の路肩、法面、歩道および植樹帯における清掃および除草による道路の保全、美化などの活動を毎年4月から翌年3月までの間に3回以上、実施してください。

4月8日(水)から 狂犬病予防注射がはじまります

📍環境課 ☎73-6644

※4月1日から環境課は南有馬衛生センター内(南有馬町戊1751番地1)に移動しました。

登録犬の所有者には予防注射の通知(問診票)を送付しますので、必要事項をご記入の上、持参してください。

●予防注射費用(1頭の場合)

- ①狂犬病予防注射手数料…… 3,350円
【注射済票交付手数料(550円)含む】
- ②新規登録の場合…… 6,350円
【登録料(3,000円)+狂犬病予防注射手数料(3,350円)】

※犬1頭あたりの注射料金単価は昨年度の2,700円から2,800円に値上がりしています(消費税増税関連)。

実施日	地区	場所	時間
4/8(水)	加津佐町	津波見体育館(旧津波見小)	10:00~10:20
		東串公民館	10:40~11:15
		宮原体育館	11:30~11:50
		加津佐公民館下駐車場	13:20~14:00
		加津佐支所駐車場	14:10~15:00

実施日	地区	場所	時間
4/10(金)	口之津町	口之津運動広場(旧町民グラウンド)	10:00~11:30
		早崎漁港埋立地	13:10~13:50
		旧口之津支所裏駐車場	14:10~14:50

実施日	地区	場所	時間
4/13(月)	南有馬町	古園公民館	9:30~9:45
		北岡天満宮	9:55~10:10
		浦田浅間神社	10:20~10:40
		南有馬庁舎駐車場	10:50~11:40
		吉川公民館	13:20~13:50
		白木野公民館	14:10~14:45
4/15(水)	北有馬町	折木公民館	9:30~9:45
		原山バス停付近	10:15~10:30
4/15(水)	北有馬町	北有馬ふれあい交流広場	10:45~11:30
		灰木消防団詰所	11:50~12:10
		北有馬支所横(老人福祉センター)	13:30~14:50
		梅谷公民館	15:05~15:20

実施日	地区	場所	時間
4/17(金)	西有家町	旧西有家商工会	9:30~10:10
		龍石公民館	10:30~10:55
		高貝野バス停付近	11:10~11:25
		長野公民館	11:40~12:00
		慈恩寺公民館	13:20~13:40
		見岳消防団詰所	13:55~14:25
4/20(月)	有家町	有家農村婦人の家	9:30~10:00
		有家東部地区トレーニングセンター	10:15~10:35
4/22(水)	布津町	堂崎公民館	10:55~11:25
		有家庁舎駐車場	13:00~13:40
		小川公民館	13:50~14:10
4/24(金)	深江町	深江瀬野運動広場	10:00~10:40
		深江支所駐車場	10:50~11:40
		深江運動場(旧町民グラウンド)	13:20~14:10
		みどりが丘運動広場	14:20~15:00

犬の登録事項変更について

次の場合は、届け出が必要です。各支所または環境課(南有馬衛生センター内)に届け出てください。

- ①犬が死亡した場合(鑑札および狂犬病予防注射済票があれば持参してください。)
- ②犬の所有者の氏名または住所が変わった場合
- ③犬の所在地が変わった場合
- ④犬の所有者が変わった場合(登録済の犬を譲り受けた場合は犬を新たに登録する必要はありませんが、新しい所有者は、犬の所有者の変更を届け出てください。)

お知らせ

- 犬の放し飼いやフンの後始末について、多数の苦情が寄せられています。
- ◆犬を放し飼いにすると、まわりの人に迷惑をかけることになり、悪質な放し飼いは罰則の対象となります。
 - ◆散歩の際も同様となりますので、必ず制御できる人がリードをしっかりとつないでから行ってください。
 - ◆フンの後始末をしないと、周囲の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚してしまうことにつながります。もし、散歩中に犬がフンをしてしまったら、必ず持ち帰るようにしましょう。
 - ◆一部のマナーを守らない飼い主の行動で、マナーを守っているたくさんの飼い主も迷惑をしています。飼い主として最低限の飼い方・マナーをきちんと守りましょう。